



中核市『福井市』誕生！

平成31年4月 福井市は中核市に移行しました

窓口が県から市に変わる主な手続き

平成31年4月1日に福井市は中核市になり、これまで県で行っていた福井市民及び市内の事業者に関する手続等の一部を、これからは市の窓口で受け付けます。

※従来から市保健センターで行っていた次の手続きも、市保健所に窓口が変更になりました。
・特定不妊治療費助成（市助成分） ・飼犬の登録や狂犬病予防注射済票の交付 など

※市保健センターは4月から『健康管理センター』に名称が変更になり、健康づくりと母子保健の拠点として地域的・一般的なサービスを提供します。

【変更になる手続き等の窓口】

分野	主な手続き・業務	担当する市の窓口
環境	ばい煙発生施設の設置や特定粉じん排出等作業の実施の届出等(大気汚染防止法) 特定施設の設置の届出等(ダイオキシン類対策特別措置法) 公害防止統括者選任届出等(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)	環境廃棄物対策課 (名称変更) TEL 20-5398 FAX 20-5675
	産業廃棄物処理業の許可申請等 産業廃棄物処理施設の設置許可申請等 ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の保管等に関する届出等 自動車リサイクル法に基づく登録・許可申請等	
民生 (福祉)	社会福祉施設等の指導・監査	地域福祉課 TEL 20-5786 FAX 20-5708
	医療、介護機関等(生活保護法)の指定申請等 保護施設等の設置認可 生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業(中間的就労)における事業者認定等	生活支援課(名称変更) TEL 20-5404 FAX 20-5708
	身体障害者手帳の交付 指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設、指定一般相談支援事業者、 指定障がい児通所支援事業者の指定申請等 身体障害者手帳の申請に必要な診断書を作成する医師の指定申請等 指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)の指定申請等	障がい福祉課 TEL 20-5435 FAX 20-5407
	指定居宅サービス等の指定申請書等の受付 指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、介護老人保健施設、介護医療院の 指定申請書等の受付 軽費老人ホームの設置届出等の受付	地域包括ケア推進課 TEL 20-5400 FAX 20-5426
	母子父子寡婦福祉資金の貸付、償還等 母子父子寡婦家庭就業支援事業の申請	子ども福祉課 TEL 20-5412 FAX 20-5735
	保育園、認定こども園の設置認可申請等 認可外保育施設の設置届出等	子育て支援課 TEL 20-5270 FAX 20-5490
都市計画	屋外広告業の登録等又は届出等	監理課 TEL 20-5555 FAX 20-5563
	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録	住宅政策課 TEL 20-5571

分野	主な手続き・業務	担当する市の窓口
保健衛生	診療所、施術所などの開設許可、届出 診療所等の立入検査 薬局、医薬品販売業、医療機器販売業の許可、届出 毒物劇物販売業の登録、届出	福井市西木田2-8-8 福井健康福祉センター内 福井市保健所 保健企画課(新設) TEL 33-5182 FAX 33-5473
	HIV(エイズ)の検査、相談 肝炎ウイルス検査 風しん抗体検査 肝炎治療医療費の助成受付	保健予防室(新設) TEL 33-5184 FAX 33-5473
	小児慢性特定疾病の相談、医療費の助成 難病の相談、指定難病医療費の助成受付 精神保健に関する相談 特定不妊治療費の助成 【市助成分はこれまでは市保健センター】 特定給食施設の届出、指導 栄養成分表示に関する相談	保健支援室(新設) TEL 33-5185 FAX 33-5473
	飲食店や食品製造業の営業許可 食中毒の調査、検査 食品表示に係る事務所等への立入検査 食品営業施設の監視指導 興行場、旅館、公衆浴場の営業許可 理容所、美容所、クリーニング所の開設届出 動物の飼養及び収容の許可 動物取扱業の登録、届出 飼犬の登録申請、登録事項の変更届、死亡届 【これまでは市保健センター】 狂犬病予防注射済票の交付 【これまでは市保健センター】 野良猫の不妊手術費助成 【これまでは市保健センター】 浄化槽設置等の届出 浄化槽保守点検業者の登録	生活衛生室(新設) TEL 33-5183 FAX 33-5473

【留意事項】

受給者証の切り替え

平成31年4月以降の受給者証等は、3月中に市役所から送付しました。**(受給者の方の手続きは必要ありません。)**

[主なもの]	保健衛生	小児慢性特定疾病の受給者証
--------	------	---------------

手数料の支払方法の変更

許認可手数料等の支払方法は、福井県(県保健所)では県の収入証紙による納付でしたが、**福井市(市保健所)では、現金又は納入通知書による納付に変わります。**

[主なもの]	環境	廃棄物処理法、自動車リサイクル法
	保健衛生	食品衛生法、理容師法、美容師法、旅館業法、医療法、薬機法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律)、毒物及び劇物取締法、浄化槽法等関連

すでに県の許可等を受けている場合の取扱い

平成31年3月までに福井県知事(県保健所長)の許可等を受けている場合は、福井市長(市保健所長)の許可等を受けたものとみなしますので、あらためて許可等を受ける必要はありません。(4月以降の更新、変更等については、市の担当窓口で手続きを行ってください。)

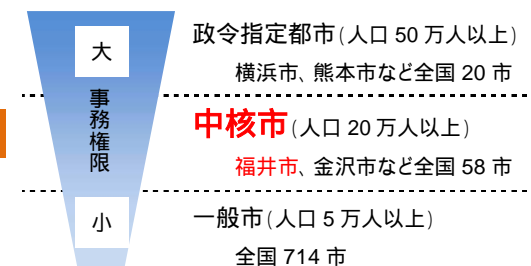
ただし、県の屋外広告業登録業者の方で、福井市域で屋外広告物の設置工事を行う方は、市への届出が必要です。

[主なもの]	環境	産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分量、一般廃棄物・産業廃棄物処理施設、自動車リサイクル法関連(引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業)
	民生	生活保護の指定登録(医療機関、介護機関、施術者 など)
	保健衛生	食品衛生法に基づく営業、理容所、美容所、旅館業、診療所、薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器等の販売業又は貸与業、毒物劇物販売業、浄化槽保守点検業など
	都市計画	屋外広告業(市への届出が必要となります。)

中核市『福井市』誕生！

平成31年4月 福井市は中核市に移行しました

福井市役所 総合政策課 20-5283
Fax20-5768



中核市とは？

- ・住民に身近な行政サービスは、できるだけ住民に身近な市町村が担う」という考えのもと、一定の規模や能力を持つ市を国が指定し、一定の権限を移譲する制度です。
- ・中核市になることで、「県」から移譲される事務権限を最大限に活かし、市民の皆さんにより満足度の高いサービスを提供していきます。

市民サービスの向上に向けた取組

① 窓口を分かりやすく、ワンストップで対応

県と市で窓口が分かれていた類似の業務を、市に一元化します。

【取り組み例】

○環境・廃棄物対策



○特定不妊治療費助成、動物愛護



② 申請から決定まで、手続きをより早く

市、県の2段階で行っていた手続きを、市がすべて行うことで、手続きにかかる時間が短縮されます。

これまでの手続き



これから



【取り組み例】

- 身体障害者手帳の交付
(これまで) 約 60 日 → (これから) 約 30 日
- 母子父子寡婦福祉資金の貸し付け
(これまで) 約 45 日 → (これから) 約 30 日

地域間競争に打ち勝つ、活力ある地域をつくる

地域の強みや個性を活かし、「ふくい」の魅力を高めます。

【取り組み例】

小中学校教職員の指導力を向上

- ・「これからの時代に対応した教育」や「ふるさとへの愛着と誇りを育む教育」を推進し、ふくいの未来を担う子どもたちを育成します

連携中枢都市圏を形成し、広域連携の取組を推進

周辺の市や町と連携した取組を行うことにより、地域の一体的かつ持続的な発展を図ります

【新規事業の促進及び中堅企業等を核とした戦略産業の育成】

- ・それぞれの地域が有する技術や資源を結びつけ、地域の強みを効果的に活かすことで、企業の競争力を維持・向上させます
[複数の事業者による新製品開発、新事業創出 など]

【戦略的な観光施策の推進】

- ・それぞれの地域が有する観光資源を結びつけることで、滞在型観光やインバウンド観光を促進します
[広域周遊プランの提供、外国人観光客の受入体制整備 など]

【地域内外の住民との交流・移住促進】

- ・それぞれの地域が有する魅力や情報を効果的に発信し、移住志向者の多様なニーズに対応します
[移住相談会等への共同出展、移住関連情報の共有 など]

全国の都市と連携し、行政課題に効果的に対応

「中核市市長会」に参画し、全国の他の都市との連携を強化します。

【取り組み例】

「共同研究」と「政策提案」の実施

同じような行政課題を抱える他の中核市とともに、課題解決のための調査研究や国に対する政策提案を行い、よりよいまちづくりや市民サービスにつなげます

「中核市災害相互応援協定」の締結

大規模災害発生時に他の中核市からの応援協力が得られ、災害応急措置や災害復旧、復興を、より円滑に行います

③ 市民サービスを充実させ、少子高齢化社会に対応

県から移譲される事務権限を生かし、サービスの実施主体として、独自の施策を展開します。

【取り組み例】

○市保健所を設置

- ・保健所が担う小児慢性特定疾病や精神保健対策について、市の福祉部門との連携を強化し、支援の充実を図ります
- ・新型インフルエンザなどの感染症の発生や流行の情報が国から直接提供されるため、対策の検討や適切な情報発信など、市の初動対応の迅速化を図ります

○児童発達支援センターの機能を強化

- ・障がいのある児童に対する生活相談や不登校児に対する学校への復帰支援など、よりきめ細かく対応します

○ひとり親家庭 就業・自立支援センターを設置

- ・ひとり親家庭の生活・就業支援について、ワンストップ窓口を設置し、あらゆる相談に迅速に対応します

○市社会福祉審議会を設置

- ・障がい者・高齢者・児童福祉などに関する施策について、専門家や市民の声を反映し、より良いサービスにつなげます

○社会福祉施設運営基準を設定

- ・保育園や認定こども園、老人ホームなどの運営について、新たに虐待防止や非常災害対策、事故への対応に関する基準などを設け、施設の利用環境を向上します